

平成30年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第1号）

平成30年3月1日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第11まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 2号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 3号 平成29年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 4号 平成29年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 5号 平成29年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 6号 平成29年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 7号 平成29年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 8号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 9号 平成30年度小野町一般会計予算
〔上程、説明、質疑、以下日程第18まで同じ〕
- 日程第13 議案第10号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成30年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成30年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成30年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成30年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 平成30年度小野町水道事業会計予算
- 日程第19 議案第16号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第20まで同じ〕
- 日程第20 議案第17号 小野町交流・定住支援館設置及び管理に関する条例について
- 日程第21 議案第18号 小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第34まで同じ〕
- 日程第22 議案第19号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第23号 小野町火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第25号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第26号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第27号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第28号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第29号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第30号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第31号 小野町就学指導審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第32号 小野町介護保険サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第36 議案第33号 町有財産賃貸借契約の変更について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第37 議案第34号 小野町道路線の認定について
〔上程、説明、質疑、以下日程第38まで同じ〕
- 日程第38 議案第35号 小野町道路線の変更について
- 日程第39 議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第40 議案の委員会付託
- 日程第41 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	渡	邊	直	忠	君	2番	会	田	明	生	君
3番	竹	川	里	志	君	4番	宗	像	芳	男	君
5番	田	村	弘	文	君	6番	籠	田	良	作	君
7番	水	野	正	廣	君	8番	遠	藤	英	信	君
9番	久	野		峻	君	11番	吉	田	康	市	君
12番	村	上	昭	正	君						

欠席議員（1名）

10番 佐 ・ 登 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田	昭君	副町長	阿部	京一君
教育長	西牧	裕司君	総務課長	村上	春吉君
企画政策課長	佐藤	浩君	税務課長	吉田	徳一君
町民生活課長	石井	一一君	健康福祉課長	村上	昭一君
子育て支援課長	鈴木	稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司	功君
地域整備課長	遠藤	靖次君	教育課長	吉田	吉広君
会計管理者 兼出納室長	宗像	喜也君	代表監査委員	先崎	福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田	浩祥	次長	二瓶	淳
書記	先崎	勝人	書記	猪狩	信輔

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから、平成30年小野町議会定例会3月会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
8番 遠藤英信 議員
9番 久野峻 議員
を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る2月26日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成30年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、3月1日から3月9日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第1号及び議案第9号、並びに議員提出議案第1号については起立採決とし、議案第2号から議案第8号及び議案第10号から議案第35号までについては簡易採決により行うことといたしました。

次に、陳情の取り扱いについて、陳情第2号については厚生産業常任委員会に付託し、審査することと決定

いたしました。

なお、陳情第1号については小野町議会運営基準第131条の規定に基づき、委員会付託を行わず、写しを配付することと決定いたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会3月会議の日程は本日から3月9日までの9日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第1号及び議案第9号、並びに議員提出議案第1号については起立採決とし、議案第2号から議案第8号まで及び議案第10号から議案第35号までについては簡易採決により行うことといたします。

定例会3月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理した請願・陳情は2件であります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第8号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第1号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第11、議案第8号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、8議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第1号～議案第8号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成30年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、平成30年度一般会計予算を初めとする重要な議案を提出いたしました。以下、その概要をご説明申し上げますが、それに先立ち、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、昨年3月から町長として2期目の町政を担っており、町民の皆様の信頼と期待に応えるべく、新たな決意と情熱をもって町政の執行に当たってきたところであり、1年が経過しようとしております。2期目につきましても、将来を見据え、町民、地域が輝く元気な町を目指し、活力ある地域を維持していくために、重要課題として大きく捉えております人口減少対策について、第四次小野町振興計画後期基本計画に基づく諸施策のほか、人口減少対策に特化した小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業を着実に実施し、減少速度の減速を図ってきたところであります。

また、ただいま申し上げました人口減少について、引き続き町の喫緊の課題として捉え、重点的に対策を進めていく覚悟であります。更に、小野町には美しい里山風景や文化財を含めた観光資源、強固な地盤、整備された道路網、そして人情味のある心優しくも、たくましい町民というかけがえのない豊富な地域資源があります。ない物ねだりをせず、小野町にしかないすぐれた地域資源に光を当て、その特性を生かしたまちづくりを進める考えであります。

これらの取り組みについて、中長期的な展望に立って進めるため、町のマスタープランである第四次小野町振興計画の目標年次を1年前倒しし、町を取り巻く社会経済情勢の変化や住民ニーズなど、様々な課題に的確に対応するため、平成30年度からの新たなまちづくりに関する総合計画の策定を進めているところであります。

現在、素案の段階ではありますが、平成30年度から平成34年度までの5カ年間を計画期間とし、新たな総合計画の名称を「未来へ おのまち総合計画」としているものであります。計画の基本理念を「安全安心ですみやすいまち」、「オールおのまち」、「自然を活かす・環境を活かす・人を活かす」、「持続可能なまち」とし、町の将来像については、「人も自然も元気 みんなの笑顔が かがやくまち」とする考えであり、この将来像の実現を目指し、4つの基本目標を掲げ地方を創生し、人口減少に歯どめをかけ、町の魅力向上や町民が望むまちづくりに取り組んで参る所存であります。

さて、平成30年度の当初予算につきましては、ただいま申し上げた、現在、策定作業を進めております新たな総合計画に掲げる主要施策に加え、人口減少対策のための中心的な指針となるまち・ひと・しごと創生総合戦略や、過疎地域自立促進計画に基づく諸事業に重点的に予算の配分を行うとともに、将来に向けて老朽化が進んだ公共施設等の維持管理・長寿命化対策の計画的な取り組みを進めるものであります。

また、地方交付税において特別交付税の震災復興分の増を見込んだものの、交付金の一部や財産収入などの

一般財源の縮小が懸念されることや、震災以降の経常経費を含め予算規模が増大していることから、積極的に財源の確保に取り組むとともに、多様化する町民からの要望を適切に反映させるため、組織横断的な視点で編成作業を行った上で、事業の必要性、実効性を十分に勘案し、選択と集中により効率的な事業の推進を図るべく編成したものであります。

新たな総合計画において、将来像実現に向け、平成30年度において重点的に進める主な事業について基本目標ごとにご説明申し上げます。

まず初めに、基本目標1の「子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために」における重点事業として、「認定こども園整備事業」に取り組みます。就学前の教育・保育の充実や多様化する保育ニーズに対応し、安心して子育てができる幼保連携施設として認定こども園を整備するもので、平成32年度中の完成を目標に施設整備の推進を図るものであります。

次に、「結婚、出産、子育て応援事業」として、出会いの場創出などの結婚支援事業から、安心して出産、子育てができる支援サービスのより一層の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを加速化させます。

更に、「小中学校学力向上対策事業」として、小・中学校学力調査の実施や各種検定料の助成、小学生の英語モジュール学習などの継続を図るほか、学力調査の検証結果に基づき、効果的な指導方法の研究や改善につなげて参ります。また、中学校の夏季休業期間の課外授業について、基礎学力対策に加え、外部講師活用による受験対策を継続して実施します。

基本目標2の「便利で住みよいきれいな町を目指して」における重点事業として、「役場庁舎の整備推進事業」に取り組みます。公共施設等整備検討委員会から提言を受けた役場庁舎について、新たな役場庁舎建設に向け、庁舎の位置、機能、規模、整備時期などについて、具体的な整備方針の策定を図ります。

次に、「小野インターチェンジ周辺開発推進事業」として、町のすぐれた地域資源である小野インターチェンジの周辺を活用し、人を呼び込み、産業・文化・観光などによる交流を促進し、町の更なる発展を目指すものであり、現在、策定作業中の小野インターチェンジアータウン構想をもとに、庁内検討体制の整備及び調査を実施し、開発実施に向けた具体的な検討に取り組みます。

基本目標3の「将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ」における重点事業として、「町民の健康づくり事業」に取り組みます。壮年期から増加する生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、新たに運動教室の開催や塩分濃度計購入費用の助成などを実施し、健康意識の向上と健康増進の充実を図ります。

次に、公立小野町地方総合病院の運営支援と初期医療体制の整備推進事業として、夜間・休日診療や一部診療科目の休止が続いている公立小野町地方総合病院に対し、医師確保のための支援を今まで以上に強化し、早期に夜間・休日診療、休止している診療科目の再開を目指します。

基本目標4の「働く喜びをみんなで感じるために」における重点事業として、「担い手育成・確保、農地集積・集約化推進事業」に取り組みます。認定新規農業者に対し、就農初期の負担軽減等を図るため、支援金を交付するほか農地中間管理機構等を活用した農地集積・集約化を推進します。

次に、「6次産業化・新振興作物推進事業」として町内産の農作物を活用した6次産業化を図るため、各種研修会の開催、小野高校と連携した商品開発を継続して取り組むほか、販売に向けた取り組みに対し支援を行います。また、郡山女子大学と連携し、開発を進めております発酵食品について、商品化に向けた取り組みを

進めます。

また、このほかにも新規事業や重点的に進める事業等の主なものとして、人口減少対策に資するため、定住促進事業として、本定例会に新規条例制定の案件でご提案しております旧アルパイン独身寮を改修しました小野町交流・定住支援館において、新たに移住交流プラザを開設し、定住コーディネーターを常駐させ、移住や定住に関する情報発信、相談対応を推進します。また、若者の定住を促進するため、住宅賃貸料の支援を新たに開始するほか、既存事業等の町有林おすそ分け事業、定住祝い金交付事業の見直しを行い推進します。

安全・安心なまちづくりに資するため、町なかの道路整備事業として、町なかの町道において、舗装や既存側溝の劣化した部分を改修し、安全な歩行空間の確保を図り、歩行者に優しい道づくりを行います。更に小野新町駅前付近について、公共交通機関と一般車両や歩行者等の混雑解消を図るため、車両等の動線を明確にするなどの交通安全対策を進めて参ります。

教育環境に関しましては、小学校統合を見据えた学校間の交流活動などを実施していくほか、新学習指導要領に基づく小学校中学年の外国語活動導入、高学年の英語の教科化の全面实施を見据え、外国人英語指導助手の積極的活用と教員の専門研修等を行い、授業の質の改善や指導力向上を図って参ります。

以上、平成30年度予算編成における基本方針及び主な施策の一端を述べさせていただきました。

平成30年度は新しい総合計画のスタートの年度でありますので、主要プロジェクトを柱として、本町を取り巻く諸情勢を的確に捉えながら、農・商・工の調和がとれ、そこに住む人たちが住んでいてよかった、これからも住みたいと笑顔で言っていただける幸せを実感できるまちづくりのため、オール小野町で取り組んで参りますので、議員各位のなお一層のご支援、ご指導、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、平成30年小野町議会定例会 3月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第8号までの平成29年度各会計補正予算8案件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から8,958万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を53億3,399万1,000円とする補正予算であります。

歳入において、個人町民税、特別交付税、被用者児童手当国庫負担金、障害児施設措置費国庫負担金、社会资本整備総合交付金、福島県地域創生総合支援事業県補助金、子どもの医療費助成事業県補助金、小野小町ふるさと応援寄附金等を増額し、固定資産税、町たばこ税、保育園保育料、非被用者児童手当国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金、地域少子化対策重点推進交付金、地域生活支援事業費国庫補助金、重度心身障害者医療費県補助金、ふくしま多子世帯保育料軽減事業費県補助金、地域生活支援事業費県補助金、個人県民税徴収取扱事務費県委託金、右支夏井川河川改修事業代替地売払収入、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債等を減額するものであります。

歳出におきまして、増額するものとしたしましては、まず初めに、職員の人件費について決算を踏まえての最終的な調整のため、該当費目の職員手当、退職負担金の増額補正を計上しております。

そのほか、本年度中に措置しなければならない経費としまして、地方バス路線維持対策事業補助金、企業立地促進奨励金、ふるさと応援寄附金基金積立金、障害者自立支援給付費、国民健康保険特別会計繰出金、公立小野町地方総合病院企業団負担金、イノシシ捕獲報償費等を増額しております。

本年度の所要額確定等に伴い減額するものとしたしまして、地域おこし協力隊活動経費、田村広域行政組合分担金、自立支援医療給付費、重度心身障害者医療費、地域生活支援事業給付費、介護保険特別会計繰出金、保育園広域入所委託料、認定こども園測量設計業務委託料、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金、デジタル同報無線システム整備工事費、小学校及び中学校校務用パソコン購入費、準要保護児童生徒扶助費等であります。

歳入・歳出増減補正の主なものは以上のとおりであります。また、完了が次年度となる見込みの認定こども園整備事業のほか2事業につきまして、繰越明許費として所要の措置を講ずるものであります。

次に、議案第2号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から2,786万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億7,783万1,000円とする補正予算であります。

歳入において、国民健康保険税、県支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金等を減額し、国庫支出金、繰入金等を増額するものであります。

歳出において、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費、共同事業拠出金等を減額し、直営診療施設勘定繰出金を増額し、予備費で収支の調整を行うものであります。

次に、議案第3号 平成29年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から90万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億809万3,000円とする補正予算であります。

歳入において、後期高齢者医療保険料を増額し、繰入金、受託事業収入を減額するものであります。

また、歳出において、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費を減額するものであります。

次に、議案第4号 平成29年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から264万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億4,222万1,000円とする補正予算であります。

歳入において、保険料、国庫支出金、繰入金を減額するものであります。

歳出において、地域包括支援センター運営業務委託料等を増額し、高齢者福祉計画・第7期介護保険計画策定業務委託料等を減額するほか、保険給付費等の各費目において年間見込み額の増減補正をするものであります。

次に、議案第5号 平成29年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から1万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26万2,000円とする補正予算であります。

歳入において、介護予防サービス計画収入を減額し、繰入金を増額するものであります。

また、歳出において繰出金を減額するものであります。

次に、議案第6号 平成29年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から1,288万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,264万2,000円とする補正予算であります。

年度内における設置見通しに立って所要の調整を行うものであり、歳入において、浄化槽設置費分担金、浄

化槽市町村整備推進事業県補助金、一般会計繰入金、下水道事業債等を減額するもので、歳出において、浄化槽設置工事費及び修繕料等を減額するものであります。

次に、議案第7号 平成29年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に164万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を432万9,000円とする補正予算であります。

歳入において、文化・体育振興基金造成一般寄附金を増額し、同様に一般会計繰入金を増額するものであります。

また、歳出において、一般寄附金、一般会計繰入金の合計額分を文化・体育振興基金積立金へ積み立てするものであります。

議案第8号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収支につきましては、収入について168万9,000円を減額し、総額1億6,881万5,000円、支出について70万6,000円を減額し、総額1億5,797万4,000円とするものであります。

収入において、水道使用料、こまちダム管理負担金等を減額し、支出において、浄水施設動力費、薬品費等を増額し、水道水モニタリング検体運搬費、配水施設清掃委託料等を減額するものであります。

資本的収支につきましては、収入について111万円を減額し、総額4,347万3,000円、支出について167万7,000円を減額し、総額1億410万7,000円とするものであります。

収入において、新築、改造分工事負担金、企業債を減額、消火栓工事負担金を増額し、支出においてメーター購入費、エアコン購入費等を減額するものであります。

以上、議案第1号から議案第8号までの平成29年度各会計補正予算8案件につきまして、ご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（村上昭正君） 暫時休議といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時04分

○議長（村上昭正君） 再開いたします。

◎議案第1号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに議案第1号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第1号について質疑を終わります。

◎議案第2号～議案第8号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第2号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第8号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの7議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号までの7議案について質疑を終わります。

◎議案第9号～議案第15号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第12、議案第9号 平成30年度小野町一般会計予算から日程第18、議案第15号 平成30年度小野町水道事業会計予算まで、7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第9号～議案第15号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第9号から議案第15号までの平成30年度各会計当初予算7案件につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第9号 平成30年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億7,100万円とするもので、平成29年度当初予算52億6,300万円に対し、1億800万円、2.05%の増となるものであります。

一般会計の主な内容であります。前年度と対比しながらご説明いたします。

歳入につきましては、町税が8.12%増の10億4,296万3,000円、地方交付税が交付税検査錯誤額分及び震災復興特別交付税等の増により、7.71%増の20億1,842万2,000円、国庫支出金が防災対策推進学校施設環境改善交付金等の増により、4.19%増の3億5,816万7,000円、県支出金が林業専用道路整備事業県補助金、ふくしま森林再生事業県補助金、福島県知事選挙県委託金等の増により、26.25%増の3億8,112万8,000円、財産収入が土地売却収入の減により29.08%減の1,599万1,000円、寄附金がふるさと納税額の伸びを見込み13.21%増の600万1,000円、繰入金が減債基金繰入金ふるさと応援寄附金基金繰入金の増により、3.55%の増の4億2,889万6,000円、町債が防災無線デジタル化の工事費に充てた緊急防災・減災事業債の減により、24.62%減の6億8,080万円で、このうち緊急防災・減災事業債が80万円、過疎対策事業債が5億3,500万円、臨時財政対策債を1億4,500万円見込むものであります。

続きまして、歳出であります。議会費が議会運営経費の減により、0.99%減の8,455万2,000円、総務費が4.61%減の5億8,355万7,000円で、町有財産管理各種工事費、新卒者雇用促進奨励金、庁舎イントラネット機器更改備品購入費等の減によるものであります。

民生費が5.70%の増、14億6,413万4,000円で、介護保険特別会計繰出金、認定こども園基本・実施設計業務委託料等の増によるものであります。

衛生費が3.27%増の5億9,154万8,000円で、田村広域行政組合衛生費分担金、水道事業会計補助金等の増によるものであります。

労働費が157.16%増の337万4,000円で勤労青少年ホーム小ホールどんちょう改修工事費の増によるものであります。

農林水産業費が46.61%増の3億9,002万5,000円で、多目的研修集会施設屋上防水・外壁塗装工事費、ふくしま森林再生事業年度別計画策定業務委託料、林業専用道路整備事業工事費等の増によるものであります。

商工費が18.57%減の3,658万3,000円で、小町ふれあいフェスタ業務委託料等の減によるものであります。

土木費が23.06%増の7億3,607万9,000円で、町道維持補修工事費、町道拡幅工事費、橋梁修繕工事費、荒町地区住宅団地造成工事費、小野公園園路補修工事費等の増によるものであります。

消防費が54.40%減の3億1,316万7,000円で、消防団員用装備品購入費、ポンプ置き場解体・新築工事、防災行政無線デジタル化工事費等の減によるものであります。

教育費が2.3%増の5億4,876万3,000円で、防災対策推進学校施設環境改善事業経費、国際交流事業委託料、町民体育館照明制御装置更新工事費等の増によるものです。

災害復旧費が0.03%増の614万2,000円、公債費が29.82%増の5億6,008万7,000円、諸支出金が611.73%増の2,298万9,000円で、減債基金積立金等の増によるものです。

最後に予備費として、前年度同額の3,000万円を計上するものであります。

次に、議案第10号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総

額を、前年度比3億5,580万円、23.31%減の11億7,082万7,000円とするものであります。

平成30年度から国民健康保険財政の主体は町から県となり、歳入歳出の内容が変更されております。

歳入において、国民健康保険税、県支出金などを見込み、歳出において保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費などを見込むものであります。

次に、議案第11号 平成30年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度比498万円、4.57%増の1億1,391万9,000円とするものであります。

歳入において後期高齢者医療保険料などを見込み、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金などを見込むものであります。

次に、議案第12号 平成30年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度比6,021万6,000円、4.75%増の13億2,663万2,000円とするものであります。歳入において、介護保険料、国庫支出金などを見込み、歳出において保険給付費などを見込むものであります。

次に、議案第13号 平成30年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度比1,295万6,000円、14.12%減の7,879万3,000円とするものであります。

歳入において、浄化槽設置分担金、浄化槽使用料、下水道事業債などを見込み、歳出において、浄化槽設置工事費などを見込むものであります。

次に、議案第14号 平成30年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度同額の251万1,000円とするものであります。

歳入において、文化・体育振興基金繰入金などを計上し、歳出において、文化・体育振興のための基金運用費に充てるものであります。

次に、議案第15号 平成30年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収支におきましては、収入において、前年度比256万2,000円、1.51%減の1億6,704万7,000円、支出において前年度比354万5,000円、2.25%増の1億6,137万8,000円と定め、資本的収支におきましては、収入において、前年度比256万7,000円、5.65%増の4,798万1,000円、支出において前年度比820万8,000円、7.66%減の9,880万円とするものであります。

主な内容であります。収益的収支において、収入では水道使用料などを見込み、支出では、浄水施設維持管理費用、減価償却費、企業債利息などを計上するものであります。

資本的収支において、収入では工事負担金を、企業債、一般会計補助金などを見込み、支出では、石綿セメント配水管布設替工事費、配水管布設替工事費などを見込むものであります。

以上、議案第9号から議案第15号までの平成30年度各会計予算7案件につきまして、ご説明を申し上げますが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

◎議案第9号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第9号 平成30年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第9号について質疑を終わります。

◎議案第10号～議案第15号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第10号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第15号 平成30年度小野町水道事業会計予算までの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第15号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第16号及び議案第17号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第19、議案第16号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてから日程第20、議案第17号 小野町交流・定住支援館設置及び管理に関する条例についてまでの2議案を、一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第16号及び議案第17号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第16号から議案第17号までの条例制定案件2件につきまして、ご説明いたします。

初めに、議案第16号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてですが、本案は介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、事業者の指定について、必要となる事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定し、平成34年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第17号 小野町交流・定住支援館設置及び管理に関する条例についてですが、本案は、町の魅力や情報発信、産業創出の促進、子育て世帯、若者単身者の居住支援などを図り、町の人口減少加速化に歯どめをかけることに資することを目的に、小野町交流・定住支援館を設置し、管理するため条例を制定し、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第17号から議案第18号までの条例制定案件2件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎発言の訂正

○議長（村上昭正君） 町長。

○町長（大和田 昭君） 今、読み間違いがあったものですから、訂正したいと思います。

○議長（村上昭正君） よろしくお願ひします。

○町長（大和田 昭君） ただいまの議案第16号から議案第17号までの条例制定案件につきまして、ご説明をいたしました。最後の部分で議案第17号から議案第18号までのと間違っ数字を讀んでしまったというようなことですので、議案第16号から議案第17号までと訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議案第16号及び議案第17号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第16号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてから議案第17号 小野町交流・定住支援館設置及び管理に関する条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第17号までの2議案について質疑を終わります。

申し上げます。時間、大体1時間になりましたので、もし、トイレ等行きたい方がおりましたら、会議は続けますので、独自に行っていただいて結構ですので、よろしくをお願いをしたいと思います。

◎議案第18号～議案第31号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第21、議案第18号 小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第34、議案第31号 小野町就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてまで、14議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第18号～議案第31号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第18号から議案第31号までの条例の一部改正、14案件につきまして、ご説明をいたします。

議案第18号 小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。が、本案は、職員の勤務に対する評価について、これまでの勤務評定制度から人事評価制度へ移行したことにより、町長に対する報告事項から勤務評定部分を削除する改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第19号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。が、本案は、学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、改正法により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、新たな学校の種類として規定されたことから、関連する文言の追加を行うものです。当該条例にございます現行の「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える改正で、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。が、本案は、本定例会に上程している議案第31号の小野町就学指導審議会条例の一部改正に

に伴い、今後就学後の一貫した教育支援等の調査審議を行うなど機能の拡充を図るため、現行の「小野町就学指導審議会」の機関名称を「小野町教育支援委員会」に改正を行うことから、本条例においても職名項目の名称の改正をあわせて行うものであります。更に、学校医等の業務量の増加や医師確保が困難であるなどの特殊事情に鑑み、その報酬額を増額する改正を行うもので、平成30年4月1日より施行するものであります。

議案第21号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、国民健康保険に加入する住所地特例者について、後期高齢者医療制度移行時に従前の住所地において、後期高齢者医療の被保険者となる改正のほか、不要となる保険料軽減特例の附則条文の削除を行うもので、平成30年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第22号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の引用条項に異動が生じたために改正を行うもので、平成30年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第23号 小野町火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本年4月1日からのペット火葬事業の運営開始に伴い、火葬場使用料の区分に動物炉分を追加する改正を行うもので、平成30年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第24号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が施行されたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、改正法により国民健康保険は都道府県と市町村が行うとされたため、「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるほか、現在、保険給付費に不足が生じた場合に充てる目的で設置している「国民健康保険給付費支払準備基金」について、「国民健康保険財政調整基金」と改め、使用目的を国民健康保険財政全般の運営に資する資金とするものであり、関連する条項の改正を行うもので、平成30年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第25号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間における介護保険料率を規定することとあわせて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、高齢者の増加、平均寿命の伸びなどに伴う要介護認定者の増加傾向に鑑み、介護サービスの充実を図るための財源とするために、介護保険料率の引き上げを行うもので、これに伴い、各所得段階における保険料年額の改定を行うものであります。保険料率を18.7%引き上げる一方、低所得者に引き続き公費による軽減措置を行うものであります。また、介護保険法に規定する市町村の質問検査権について、対象が第2号被保険者等まで範囲が拡大されたことに伴い、関連する条項の改正を行うもので、平成30年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第26号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行され、介護保険法の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、指定地域密着型サービス事業の指定の基準として、現行の「法人」に加えて、「病床を有する診療所を開設している者」を追加するほか、関連する条項を改正するもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第27号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、公営住宅法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、認知症等で毎年収入申告をすることが困難であると認めた場合、収入申告義務を免除する等の規定を整備するものであります。また、入居者の募集方法について、町の広報紙、町公式ウェブサイトを加える改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第28号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、町営住宅の老朽化等に伴い住宅の解体を行ったことから、住宅管理戸数を改めるものであります。公営住宅法に基づき設置した住宅戸数について、団子田団地の戸数を6戸から5戸に、品ノ木団地の戸数を43戸から42戸にそれぞれ改め、合計の団地戸数を245戸から243戸に改めるもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第29号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が交付され、平成30年1月1日に施行されたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容としては、所得の定義について、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者で70歳以上の者」に改められたため、これを契機に規定の整備を図るものです。また、入居者の募集方法について、町の広報紙、町公式ウェブサイトを加える改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第30号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は道路占用料に関する道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が公布され、それらを受けて小野町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、道路占用料の額は固定資産税評価額等を勘案し算定されますが、3年ごとに行われる固定資産税評価額の評価替え等を反映し、その所在地区分の単価の見直しが行われたほか、占用料の額を算定するための占用面積等の端数処理方法が改められたことから、所要の改正を行うもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第31号 小野町就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、学校教育法施行令の規定に基づき、心身障がい児童及び生徒の就学指導を行うため、小野町就学指導審議会を設置し、適正な就学指導を行っているところでありますが、今後は従前の所掌事務に加えて、就学後の一貫した教育支援等の調査審議を行うことが必要であることから、機関名称を小野町教育支援委員会と改めるとともに、機能の拡充を図るための改正を行うもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第18号から議案第31号までの条例の一部改正案件14案件につきまして、ご説明を申し上げます。

が、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

◎議案第18号～議案第31号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第18号 小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第31号 小野町就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてまでの14議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第31号までの14議案について質疑を終わります。

◎議案第32号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第35、議案第32号 小野町介護保険サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第32号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第32号 小野町介護保険サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例についてであります。本案は、小野町地域包括支援センター事業の円滑な運営と、その経理の適正を図ることを目的に、小野町介護保険サービス事業特別会計を設置したものであります。平成29年度より地域包括支援

センターの運営を委託したことにより、指定介護予防事業に係る歳入歳出予算が不要となることから、平成30年4月1日をもって廃止するものであります。

以上、議案第32号、条例の廃止案件1件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副課長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎発言の訂正

○議長（村上昭正君） 訂正をお願いします。

○町長（大和田 昭君） 今、読み間違いがありましたので訂正をさせていただきます。

細部につきましてはからの部分で、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第32号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第32号 小野町介護保険サービス事業特別会計設置条例を廃止する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第32号について質疑を終わります。

◎議案第33号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第36、議案第33号 町有財産賃貸借契約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第33号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第33号、契約の変更案件1案件についてご説明いたします。

議案第33号 町有財産賃貸借契約の変更についてであります。本案は、株式会社ウィズウェイトジャパンと一般廃棄物最終処分場用地として、平成9年3月25日付で賃貸借契約を締結した町有地について、現在の契約期間が平成30年3月31日で満了となることから、賃貸借期間の2年延長を内容とする変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該用地は、林地開発許可の要件として、林地開発の終了まで設置することとされている残地森林に係る用地ですが、株式会社ウィズウェイトジャパンから町に対し、賃貸借契約期間を2年間延長したいとする協議があったものであります。現在、林地開発の終了の要件とされる最終覆土工事等が実施される段階に至っておらず、林地開発の終了までは当該用地の貸し付けが必要となることから、平成32年3月31日まで貸付期間を2年間延長するよう契約内容を変更いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

以上、議案第33号、契約の変更案件1件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いを申し上げます。

◎議案第33号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第33号 町有財産賃貸借契約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第33号について質疑を終わります。

◎議案第34号及び議案第35号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第37、議案第34号 小野町道路線の認定についてから日程第38、議案第35号 小野町道路線の変更についてまで、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議世事務局長朗読]

◎議案第34号及び議案第35号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第34号 小野町道路線の認定についてであります。本案につきましては、現在の道路利用状況、社会情勢等を踏まえ、法定外道路等の再整理を行い、大字浮金字原地内の道路線を初めとする11路線について、町道路線への新規認定を行い、住民の生活環境の向上を図りたく、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号 小野町道路線の変更についてであります。本案につきましては、先ほどの議案第34号と同様に道路利用状況、社会情勢等を踏まえ、滝平線を初めとする8路線の既認定町道路線の延伸を図ることにより、住民の生活環境の向上を図りたいため、道路法第10条第2項及び第3項の規定により変更をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第34号から議案第35号までの道路路線認定、変更案件2件につきまして、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第34号及び議案第35号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第34号 小野町道路線の認定についてから議案第35号 小野町道路線の変更についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第35号までの2議案について質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第39、議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例についてを議題といたします。

本案は議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

◎議員提出議案第1号の説明

○議長（村上昭正君） 議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例について、1番、渡邊直忠議員の説明を求めます。

1番、渡邊直忠議員。

〔1番 渡邊直忠君登壇〕

○1番（渡邊直忠君） 議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成30年3月1日提出。

提出者、渡邊直忠。

提案理由。人口減少・少子高齢化等により、町の活力低下を防止するため、町の若者定住施策の一環として、交流の拡大、特に若者定住促進と地域振興を図り、人口減少に歯どめをかけ、持続可能で「住民主体の町づくり」を行うために、小野町に誇りと愛情を持ち、住んでよかった、住みたくなるまち小野町の実現を目指すことを目的とするため、「小野町わかものずっとすみたい条例」の制定を提案するものであります。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 小野町わかものずっとすみたい条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第40、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第41、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第2号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情第1号については、議会運営委員長から報告があったとおり、委員会付託は行わず、写しを配付いたします。なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時58分